

小児慢性特定疾病自己負担上限月額

【単位：円】

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額 (患者負担割合:2割、外来+入院)		
			原則		
			一般	重症 (※)	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護		0		
II	市町村民税 非課税(世帯)	低所得Ⅰ (~80万円以下)	1,250		500
III		低所得Ⅱ (80万円超~)	2,500		
IV	一般所得Ⅰ (市町村民税課税以上 7.1万円未満)		5,000	2,500	
V	一般所得Ⅱ (市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満)		10,000	5,000	
VI	上位所得 (市町村民税 25.1万円以上)		15,000	10,000	
入院時の食事療養費			1/2自己負担		

※「重症」…以下のいずれかに該当する場合に対象となります。

- ① 重症患者認定基準を満たす場合
- ② 高額な医療費が長期定期に継続するもの(医療費総額(10割分)が5万円/月を越える月が年6回以上ある場合)

- ・階層区分「Ⅰ」に関しては、入院時の食費についても自己負担は生じません。
- ・階層区分「Ⅱ」及び「Ⅲ」とは市町村民税の均等割と所得割のいずれもが非課税の世帯です。
- ・医療費支給認定保護者の年収(給与・年金・手当等)により階層区分を決定します。
- ・市町村民税の均等割のみ課税されている世帯は、階層区分「Ⅳ」の区分となります。
- ・「人工呼吸器等装着者」とは、人工呼吸器等(人工呼吸器・体外式補助人工心臓・埋め込み式補助人工心臓)を常時装着している方で認定基準を満たす方です。
- ・血友病患者(先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象とされている疾患の方を含む)に該当する方に関しては、上表に関わらず、自己負担は生じません。